

令和3年10月25日  
東京都福祉保健局  
令和3年11月11日 一部改正

## 新型コロナウイルスワクチン接種促進キャンペーン事業 特典の提供に関するガイドライン

東京都が実施する新型コロナウイルスワクチン接種促進キャンペーン事業では、賛同する事業者からの提供を受け、アプリを活用した接種促進策（接種記録の登録を行った方への特典の付与）を実施することとしています。

特典の提供方法や提供内容についての考え方を以下にお示ししますので、特典の提供に当たっては、遵守いただくよう、お願いします。

### 1 特典の提供方法

以下のいずれかの方法により、アプリ上で本人のワクチン接種記録及び本人確認書類の登録済みの方に対し提供してください。

- (1) 店頭等でアプリのマイページ画面を目視し、その場で対象者全員又は抽選で提供
- (2) キャンペーン事務局が運用する、アプリの応募機能を利用し、電子クーポン（1回に限り利用可能）を抽選で提供
- (3) キャンペーン事務局が運用する、アプリの応募機能を利用し、現物を抽選で提供（事務局が当選者に発送）

### 2 プレミアム特典

1 (2) 及び (3) の特典のうち、特に価値が高いと認められるものは、キャンペーン事務局と特典提供者が協議の上で「プレミアム特典」に指定します。

プレミアム特典は、アプリ上で本人のワクチン接種記録及び本人確認書類の登録済みの、都内に住所を有する若年層（昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた都内に住民票を有する者）を対象としてください。

### 3 提供を行える事業者

#### (1) 都内での営業要件

- 1 (1) の特典の提供は、都内に店舗等を有する事業者が行えるものとしま

す。ただし、都外の店舗等で特典の提供を行うことは妨げません。

#### (2) 感染防止ガイドラインの徹底

都内における特典の提供は、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を遵守する事業者に限り行えるものとします。

都外において提供する場合は、店舗等の所在地の自治体及び各業界団体のガイドラインを遵守してください。

#### (3) 飲食店の利用に係る特典

都内における飲食店の利用に係る特典は、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトによる「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、掲示している店舗に限り提供できるものとします。

都外において提供する場合は、所在地の自治体が求める感染防止対策を徹底してください。

#### (4) 暴力団等の排除

暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者は、特典の提供はできないものとします。

### 4 提供できない特典

#### (1) 差別・偏見を惹起する特典付与の禁止

ワクチン接種の有無による差別及び偏見を生じさせるおそれがないようにしてください。

（差別及び偏見を生じさせるおそれがある例）

- ・ 接種証明を登録済みの人だけに、通常営業時の入店を認めること。
- ・ 接種証明を登録済みの人とそれ以外の人で店舗の座席を分けること。

#### (2) 現金の配布の禁止

現金の配布及び現金によるキャッシュバックを行わないでください。ただし、ポイントの付与及びポイント還元は差し支えありません。

### 5 特典を提供する場合の手続

#### (1) 店頭等での提供

1 (1) の特典の提供を行う場合は、特設サイト ([tokyo-vaction.jp](http://tokyo-vaction.jp)) 内の応募フォームから提供内容等の登録を行い、ステッカーのデータをオンラインで取得し、印刷した上で店舗等の目立つところに掲示してください。

また、3 日以内に受検した PCR 検査の陰性証明書を持参した方にも特典を提

供するなど、可能な限り、様々な事情でワクチンを打つことができない方への配慮を行ってください。

(2) アプリの応募機能を利用した提供

1 (2) 又は (3) の特典の提供を行う場合は、特設サイト (tokyo-vaction.jp) 内の応募フォームから提供内容等の登録を行い、キャンペーン事務局と提供方法等を協議して決定してください。

6 特典の提供時期

特典の提供は、令和3年11月1日（月曜日）から令和4年3月31日（木曜日）までの間に行ってください。

1 (2) の特典の提供に必要な電子クーポンは、令和3年12月15日（水曜日）から利用可能となります。

7 特典への応募時期

1 (2) 及び (3) の特典は、次の3つの応募期間を設けます（(1) の応募期間は1(2) の特典のみ）。

- (1) 令和3年11月15日（月曜日）午前11時30分から令和3年12月15日（水曜日）午前7時59分まで
- (2) 令和3年12月15日（水曜日）午前11時30分から令和4年1月14日（金曜日）午前7時59分まで
- (3) 令和4年1月14日（金曜日）午前11時30分から令和4年2月14日（月曜日）午後11時59分まで

8 応募方法

1 (2) 及び (3) の特典への応募は、キャンペーン事務局が運用する、アプリの応募機能を使って行うものとします。

9 抽選方法

1 (1) の特典を抽選で提供する場合は、提供者が抽選を行ってください。

1 (2) 及び (3) の特典は、キャンペーン事務局が抽選を行います。提供者は、抽選方法、当選者等についての指定はできないものとします。

なお、1 (2) 及び (3) の特典は、7 の各期間中、1 応募者当たり 1 種類の特典に限り当選できるものとします。

また、プレミアム特典への当選は、キャンペーンの期間を通して 1 回までとします。

## 10 特典の発送等

1(3)の特典は、キャンペーン事務局が当選者等に直接発送します。ただし、生鮮食料品など保存・発送に特別な注意が必要なものはお断りする場合があります。事務局での特典の長期保管はできません。

具体的な発送方法や発送時期は、提供者とキャンペーン事務局が協議の上、決定するものとします。